

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和38年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（地域振興部<u>NPO・国際課</u>に勤務し、旅券事務に従事する職員の勤務時間の割振り）</p> <p>第4条 地域振興部<u>NPO・国際課</u>に勤務し、旅券事務に従事する職員は、<u>NPO・国際課総括課長</u>の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に、<u>NPO・国際課総括課長</u>の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。</p> <p>3 [略]</p>	<p>（地域振興部<u>NPO・文化国際課</u>に勤務し、旅券事務に従事する職員の勤務時間の割振り）</p> <p>第4条 地域振興部<u>NPO・文化国際課</u>に勤務し、旅券事務に従事する職員は、<u>NPO・文化国際課総括課長</u>の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に、<u>NPO・文化国際課総括課長</u>の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。